

介護保険事業所からの質問回答集

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
1	小規模多機能型居宅介護	人員基準	非常勤の職員が夜勤を行ってよいか。	<p>夜間及び深夜の時間帯に当たるものを1名以上及び、宿直勤務に当たる者を必要な数以上おかないといけない。</p> <p>うえの従業者のうち、1名以上は常勤でなければならない。宿直勤務に当たる者が常勤であれば、夜勤は非常勤で構わない。</p> <p>※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第三十四号）第四章 小規模多機能型居宅介護 第二節 人員に関する基準 第六十三条より</p> <p>※令和3年4月版介護報酬の解釈2 指定基準編 小規模多機能型居宅介護 第2節 人員に関する基準 第63条（613ページ）</p>	令和3年6月17日
2	小規模多機能型居宅介護	モニタリングについて	<p>居宅介護支援事業所は定期的にご利用者と面接して状況を把握するモニタリングが必須だが、小規模多機能型居宅型居宅介護ではどうなのか確認したい。</p> <p>・通いサービス中に面接しており、訪問サービス時にお宅に訪問している。これは記録があればモニタリングとしてみなされるか？</p> <p>・利用者が独居の場合や事実上家族がいない場合のモニタリングの扱いについて</p> <p>・同居する家族の都合が合わず面会できない場合のモニタリングの扱いについて</p>	<p>小規模多機能についても居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。よって、居宅介護支援事業所におけるモニタリングと同様、特段の事情がない限り、次のとおり行わなければならない。</p> <p>○少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>○少なくとも1月に1回、必ずモニタリングの結果を記録しなければならない。</p> <p>○モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問して面接することができない場合（例：急遽入院となった等）を指す。さらに、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要となる。</p> <p>※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第三十四号）第四章 小規模多機能型居宅介護 第七十四条二</p> <p>※令和3年4月版介護報酬の解釈2 指定基準編 小規模多機能型居宅介護 居宅サービス計画の作成 第74条2（628ページ）</p>	令和3年7月15日
3	小規模多機能型居宅介護	モニタリングについて	別途モニタリングシートを活用している場合	<p>モニタリングを通じて把握した内容について、モニタリングシート等を活用している場合については、例えば、「モニタリングシート等（別紙）参照」等と記載して差し支えない。（重複記載は不要）</p> <p>※介護保険最新情報vol.958参照</p>	令和3年7月16日

4	小規模多機能型居宅介護	人員基準	2週間ケアマネが休むが、人員基準上構わないか？	常勤の従業員の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものではない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うものとする。 ※平成14年3月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡「運営基準等に係るQ&A」 1 常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱いより	令和3年8月13日
5	全サービス	運営規定、重要事項説明書	重要事項説明書を見直していたところ、職員の欄で看護職員が非常勤2名となっていることに気づきました。実際は常勤が1名、非常勤が1名です。重要事項説明書を変更した方がよろしいでしょうか。	貴意のとおり。 また、員数の記載や変更届の明確化について下記のとおり改正がありましたので、参考にしてください。 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため業務負担軽減等の観点から、規程を定めるにあたっては基準を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することが可能です。 ※「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）第3地域密着型サービス 4運営に関する基準 (21) 運営規程①	令和3年8月31日
6	小規模多機能型居宅介護	認知症加算	要介護2の方で、認定情報の認知症高齢者の日常生活自立度はII bですが、主治医意見書はIとなっており、どちらを根拠にするべきか迷いが生じました。	主治医意見書を根拠にして、算定をしてください。 ※介護保険最新情報vol.454参照	令和3年9月1日
7	小規模多機能型居宅介護	サービス利用票	サービス利用票の押印について。 いの町では押印が必要と認識していましたが、如何でしょうか？ 事業所で使用している介護ソフトのアップデートに伴い、今まで使用していた利用票から押印欄が削除されています。必要であれば空欄部への押印で宜しいですか？ 不要である場合、押印なしで1部は事業所保管、もう1部は利用者さんへ配布という認識でよろしいですか？	令和3年7月19日付事務連絡（いの町発）のとおり、欄外に、利用者の押印または署名をいただくようお願いいたします。 ※介護保険最新情報vol.958参照	令和3年9月7日

8	認知症対応型共同生活介護	管理者について	<p>①管理者が9/15～1か月ほど入院するが、その間不在でよいか？</p> <p>②9/29、30管理者研修受ける人がいるが、受けたくらすぐ管理者になれるか？</p>	<p>①別紙Q & Aにより、休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱うことが可能です。</p> <p>②介護報酬の解釈（指定基準編）663ページにあるとおり、管理者の変更の届出を行う場合については、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申し込みを行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p>	令和3年9月9日
9	居宅介護支援	生活機能向上連携加算と個別機能訓練加算	生活機能向上連携加算Ⅰと個別機能訓練加算Ⅰを同日に算定できるか	個別機能訓練加算を算定する場合、生活機能向上連携加算Ⅰは算定せず、生活機能向上連携加算Ⅱで、100単位（月）を算定する。	令和3年7月30日
10	居宅介護支援	同日日に算定	2か所の訪問看護ステーションを利用中。毎週PTが週に1回ずつ訪問してリハビリを行っている。月に1回の看護師による体調チェックは、重ならないように2か所の事業所から訪問しても算定できるだろうか？	介護保険最新情報vol.59のとおり、「介護保険における訪問看護には特段の制限はない」とあることから、同日日に算定して問題ないですが、基本的には、日が重ならないようにするのがよいと思います。	令和3年9月27日
11	居宅介護支援	訪問介護	院内介助は基本病院で対応すべきもの、しかし、病院がその利用者の対応ができないと確認した場合、プランに位置づけて良いですか？その際の必要な書類や手順はありますか？	<p>訪問介護における院内介助を位置付けるためのこの町が指定する様式はありませんが、①適切なケアマネジメントを行ったうえで、②院内スタッフ等による対応が難しく、③利用者が介助を必要とする心身状態であることが客観的に確認できる書類を整備し、その内容について④サービス担当者会議での話し合いを行ってください。</p> <p>また、適切なモニタリングを行い、状況の変化の把握に努めてください。</p>	令和3年8月16日
12	居宅介護支援	ケアプラン点検	介護保険最新情報vol.1009（2）高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検について、居宅事業所が該当プランがあった時の届け出方法について、利用割合は、この町からお知らせがありますか？	介護保険最新情報Vol.1009 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検については、現在の町内にこちらで定義する高齢者向け住まい（サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等）がないことから、実施の予定はありません。なお、個別のケアプラン点検の対象となった場合は、随時通知しております。	令和3年10月6日
13	居宅介護支援	老人保健施設から特別養護老人ホームへ移る場合	老人保健施設にショートステイ中（短期入所療養介護）の方が特別養護老人ホームでショートステイ（短期入所生活介護）する。この場合ショートステイの利用期間制限の30日間は通算されるのか？	連続利用日数については、短期入所生活介護と短期療養生活介護とはサービス区分が異なるため、それぞれについてカウントします。よって、老人保健施設と特別養護老人ホームでの利用日数は通算されません。	令和3年10月19日